特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古河市は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと納税do、自治体マイページ

2. 特定個人情報ファイル名
ふるさと納税ワンストップ特例申請者管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第24項 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第1項、第5項、第12項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画政策部　シティプロモーション課　ブランド戦略室
②所属長の役職名	ブランド戦略室長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 企画政策部 シティプロモーション課　ブランド戦略室 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性を確認している。ふるさと納税ワンストップ特例受付システムへのマイナンバー入力においてもログインID及びパスワードを個人に付与することで特定者のみ使用できるほか、複数人で入力内容を確認している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ふるさと納税ワンストップ特例受付システムにのアクセスが可能な職員は、IPアドレスの制限をかけているほか、ログインID、パスワードによる認証により限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	平成31年1月31日　時点	令和2年1月31日　時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数	平成31年1月31日　時点	令和2年1月31日　時点	事後	
令和2年6月30日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月30日		
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	令和2年1月31日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数	令和2年1月31日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	
令和3年7月1日	公表日	令和2年6月30日	令和3年7月1日		
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	令和3年6月1日　時点	令和4年7月29日　時点	事後	
令和4年7月29日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数	令和3年6月1日　時点	令和4年7月29日　時点	事後	
令和4年7月29日	Ⅰ関連情報③システム名称	なし（表計算ソフトによる管理）	ふるさと納税do	事前	令和4年10月から導入
令和4年7月29日	Ⅰ関連情報3個人番号の利用	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後	
令和4年7月29日	Ⅳリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か　十分である	事前	令和4年10月から導入
令和4年11月14日	Ⅰ関連情報③システム名称	ふるさと納税do	ふるさと納税do、自治体マイページ	事前	令和4年11月から導入
令和4年11月14日	Ⅳリスク対策5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か　十分である	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ関連情報 5.評価実施期間における対象部署①部署	企画政策部　企画課	企画政策部　シティプロモーション課　ブランド戦略室	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ関連情報 5.評価実施期間における対象部署②所属長の	企画課長	ブランド戦略室長	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	古河市 企画政策部 企画課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 企画政策部 シティプロモーション課　ブランド戦略室 古河市下大野2248番地 電話	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	令和4年7月29日　時点	令和5年8月1日　時点	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数	令和4年7月29日　時点	令和5年8月1日　時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	番号法第9条第4項　別表第一　16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第24項 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第1項、第5項、第12項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	令和5年8月1日　時点	令和6年8月1日　時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数	令和5年8月1日　時点	令和6年8月1日　時点	事後	